

平成 20 年度財務監査(2)(土木工事) 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 20 年度財務監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、藤井たかし前監査委員および吉田ゆり前監査委員が本監査の執行に関与し、西山きよたか監査委員および岩崎典子監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 20 年 5 月 12 日および同月 13 日の 2 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 20 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 19 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 設計は合理的か。

イ 設計図書にそって、適正、的確に施工されているか。

ウ 工事竣工後の主管への引き継ぎは適正に処理されているか。

(4) 監査対象工事

ア 路面改良工事 (その 26) [練馬区平和台四丁目 地内]

イ 下水道田柄川幹線水位表示盤設置工事 [練馬区北町八丁目 4 番 他]

ウ 練馬区立こんにちは公園改修工事 [練馬区春日町四丁目 21 番]

エ 練馬区立石庭の森緑地整備工事 [練馬区東大泉七丁目 50 番]

(5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部 土木部 工事課および公園緑地課

2 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。

なお、工事期間、工事記録（工事写真の撮影）、休日等における工事施工届の記載内容等について、一部適切でない事務処理があったので指導をした。